

重度障害者等通勤対策助成金（通勤用バス運転従事者の委嘱）

当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号ホ及び第2号ニの規定に基づき、障害の理由により通勤することが容易でないため、5人以上の対象障害者の通勤のためのバスの運転従事者を委嘱しなければ、その対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主等に対して支給されるものです。

（対象障害者の障害がなければ、住宅から公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により住居から公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、通勤用バス運転従事者の委嘱を行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合です。ただし、申請時点において対象障害者が雇用されてから6か月を超えている場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから助成対象とはなりません。

なお、ここでいう「やむを得ない理由があると認められる場合」とは、次の場合をいいます。

- ①対象障害者が中途障害者となった場合、又は障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写し又は指定医（精神障害者の場合は主治医）による診断書により通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが確認できる場合。なお、中途障害者となった日又は職場復帰した日のいずれか遅い日から6か月を超える期間が経過した場合は支給対象障害者となりません。
- ②人事異動等（支給対象事業主の事業所間及び事業所内で転勤、配置転換等により地位、勤務形態及び職務内容等が変更になることをいい、採用を除きます）の場合。ただし、人事異動等から6か月を超える期間が経過した場合は支給対象障害者となりません。）

その申請にあたっては以下の事項にご留意ください。

1 対象障害者の通勤困難性について

対象障害者の住宅から申請事業所まで通勤が困難な理由について、対象障害者の障害に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

また、次の①～③に示す例のように対象障害者の障害の有無にかかわらず住居から事業所まで公共交通機関等における通勤方法が自動車等の車両運搬

具に限られる場合や公共交通機関による通勤が事業主等の都合で困難になった場合等は、対象障害者の障害のみの理由により通勤が困難になったものではないことから助成対象とはなりません。

- ① 対象障害者の住宅から事業所まで通勤できる公共交通機関がない等、そもそも自動車等の車両運搬具を使用しなければ通勤が不可能である場合
(対象障害者がその障害の理由により自動車運転免許を取得できない又は医師から自動車の運転を止められていることが確認できる場合を除きます。)
- ② 対象障害者の住宅から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離があり、通常公共交通機関で通勤することが困難である場合
- ③ 対象障害者の入社後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

なお、対象障害者が精神障害者である場合は、その通勤が困難である(となった)症状を確認するために、主治医の診断書を添付してください。

(対象障害者が精神障害者であって①のかっこ書きに該当する場合は、その症状の他、当該障害の理由により自動車の運転免許が取得できない又は自動車の運転を止められていることが確認できる内容が記載されていること。)

2 申請に係るバスの運転従事者について

委嘱に係る運転従事者については、事業主等の雇用する労働者や役員以外の外部委嘱者であることが条件です。

3 その他

助成金の助成対象となる通勤用バスの運転従事業務については、対象障害者の通勤のためのみの業務であること、事業所の営業活動や障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型の通所サービスの送迎に従事する等対象障害者の通勤以外の用途に使用することは認められません。

また、障害者総合支援法に基づく就労継続支援 A 型事業所が送迎加算に関する届出書を提出している場合は、当該事業所における通勤用バス運転従事者の委嘱に係る経済的な負担は当該報酬により措置されているため、助成対象とはなりません(助成金支給対象障害者が利用障害者ではなく、当該事業所に雇用されている(送迎加算の対象とならない)障害者である場合を除きます。)